

【一部負担金の払戻手続】提出前にご確認 (☑) ください。

☐ 健康保険 一部負担金等還付申請書

☐ 被保険者本人以外の口座への振込を希望する場合は受取代理人欄の記入・押印

☐ 領収書 (原本)

※健康保険の適用にならない負担分 (差額ベッド代・インプラント費用等) は対象外です
 ※下記免除期間以外の分は対象外です。

原発事故による被災	免除期間
福島第一原発から半径10km圏内	H23. 3. 11～H27. 2. 28
福島第一原発から半径10km～20km圏内・福島第二原発から半径10km圏内	H23. 3. 12～H27. 2. 28
福島第一原発から半径20～30km圏内 (屋内退避指示)	H23. 3. 15～H23. 4. 21
計画的避難区域・緊急時避難準備区域	H23. 4. 22～H27. 2. 28
屋内退避指示が解除され、新たな指示対象にならなかった場合 <small>新たな指示対象にならなかった場合でも、地震・津波による被災に該当する場合は免除になります</small>	H23. 4. 22～H23. 6. 30
地震・津波による被災	免除期間
住宅が全壊・半壊、全焼・半焼など	H23. 3. 11～H24. 9. 30
被保険者が重篤な傷病・行方不明	

☐ 免除証明書のコピー

※免除証明書の発行手続きがまだの方は、下記もご提出ください

☐ 健康保険 一部負担金等免除申請書

免除申請の理由により、下記の書類を添付してください	
☐ 住宅が全半壊・全半焼	☐ お住まいの状況が確認できる罹災証明書 (コピー) ☐ 罹災証明書に被保険者の氏名が記載されていない場合、被災当時のご住所が確認できる書類 (免許証・住民票・被災証明書等の写し) も併せて添付
被保険者が ☐ 重篤な傷病	☐ 医師の診断書などのコピー (罹災により1ヶ月以上の治療が必要であることが確認できるもの)
☐ 行方不明	☐ ご相談ください
☐ 原発の避難区域など	☐ 避難指示地域・計画的避難区域又は緊急時避難準備区域に指定された場合 避難指示等の対象地域に住んでいたことが分かるもののコピー (住民票・免許証・パスポート・被災、罹災証明書など) ☐ 特定避難勧奨地点に指定され、避難している場合 ① 特定避難勧奨地点に指定されたこと分かる書類 (写し可) ② 避難していることが確認できる書類 (入居に伴う契約書の写し等)
☐ 長期避難世帯※	☐ ※被災者生活再建支援法に規定する長期避難世帯市町村が発行した「長期避難世帯に該当する旨の証明書」
☐ その他上記に準じた事情※	☐ ※主たる生計維持者が死亡、重篤な傷病、行方不明など ご相談ください

特殊なケースの場合は、別途添付書類が必要な場合がございます。事前にお問合せください。
 書類が添付できない方は、申請書の裏面をご記入ください